

# 原動機付自転車改造申告書

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

標識番号		車名	
車台番号			

排気量の変更 (排気量計算式)	$\text{cc} \rightarrow \text{cc}$ ピストン直径=D (      cm)    ストローク=S (      cm) $\text{排気量計算式} = \pi \times (D \times D / 4) \times S$ $3.14 \times ( \quad \times \quad / 4 ) \times \quad =$	
ミニカーへの変更 (50cc 以下)	輪距      cm      →      cm ※輪距の確認できる写真を添付	
上記以外の改造		
改造の理由		
改造の内容		
使用部品のメーカー および購入先等	※改造に使用した部品の領収書、箱のコピーを添付	
改造者	住所	
	氏名・業者名	
	電話番号	

青梅市長 様

上記のとおり原動機付自転車を改造したので申告いたします。

なお、改造に伴う事柄については、裏面の「注意点」を確認し、当該車両により発生した一切の責任は私が負うことを誓約いたします。

年      月      日

納税義務者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 改造した原動機付自転車の登録について

排気量等を変更し改造した原動機付自転車を登録申請する場合については、「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」に以下の関係書類を添付のうえ申請することが必要です。

なお、「原動機付自転車改造申告書」にもとづき標識の交付を行いますが、これはあくまでも軽自動車税の課税上のためのものです。今回の改造について走行性、安全性について市が保障するものではなく、国土交通省で定める形式認定番号から外れますので御注意ください。

また、改造等を偽って申告した場合は地方税法第463条の20に違反し罰せられます。なお、道路交通法上の扱いについても御本人様の責任で行ってください。

*地方税法第463条の20（種別割に係る虚偽の申告等に関する罪）*

*（略）申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。*

### 改造登録に必要な添付書類

#### 1 専門業者に頼んだ場合

業者の作成した改造証明書（記載内容は、この「原動機付自転車改造申告書」と同程度のもの。）

#### 2 自分で改造した場合

原動機付自転車改造申告書

★ 改造の方法により、次の書類も必要となります。

##### (1) 別のエンジンに載せ替えた場合

- ・ エンジンの購入領収書等

##### (2) 改造（ボアアップまたはボアダウン）キットを取り付けた場合

- ・ 改造キットの取扱い説明書
- ・ 改造キットの購入領収書

##### (3) エンジン内部をボーリングした場合

- ・ 新たなピストンの購入領収書

##### (4) 原動機付自転車からミニカーへ（またはその逆へ）改造した場合

- ・ 輪距を確認できる写真

##### (5) そのほかの改造

- ・ 下記担当課までお問い合わせください。

問い合わせ先 青梅市市民部市民税課庶務係

電話番号 0428-22-1111（内線2171）